

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉吉市長 広田 一恭

市町村名 (市町村コード)	倉吉市 (312037)
地域名 (地域内農業集落名)	社地区 (上神、寺谷、大谷、大谷茶屋、和田、和田東町、不入岡、国府、国分寺、秋喜、秋喜西町、福光、横田、黒見、西福守町、馬場町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

社地区では四王寺山の周辺に広がる農地を中心に水稻、大豆の生産が盛んに行われている。
(農)四王寺営農組合や(株)グリーンファーム大黒が地域水田営農の中心となっているが、近年の米価下落の影響により経営のあり方の見直しや組合員の高齢化などが問題となっている。その他の担い手も不足しており、次世代への継承に不安を抱える。畑地ではスイカを軸に裏作としてキャベツやブロッコリーなどの野菜を生産している。若い認定農業者や農業法人が中心となっており、健全な農地が守られている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

四王寺地域の地域特性を活かし、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を踏まえて、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行なえるよう、水田経営においてはこれまでと同様に(農)四王寺営農組合と(株)グリーンファーム大黒が主体となって農地集積・集約化を進める。畑地についてはスイカ農家を中心に集積を図ると共に耕作放棄地の解消に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、四王寺営農組合や認定農業者を中心とする担い手農家へ面積の拡大を促すとともに、更なる担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を対象に認定農業者や農業法人、集落営農組織が中心となり経営意向を確認しながら、段階的に農地集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
四王寺土地改良区、国光土地改良区、不入岡堰土地改良区、輪王寺堰水利組合と連携を図りながら、老朽化した水路の更新などの地域全体で抱える問題について補助事業を活用しながら基盤整備を進める。 中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む各組織で管理する農道の路面補修や水路の目地補修などを実施し、農業用施設の長寿命化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
倉吉市、鳥取県、JAと連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集する。特に新規就農者に対しては、農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--